

# 阿蘇カルデラツーリズム推進特区

都道府県名：

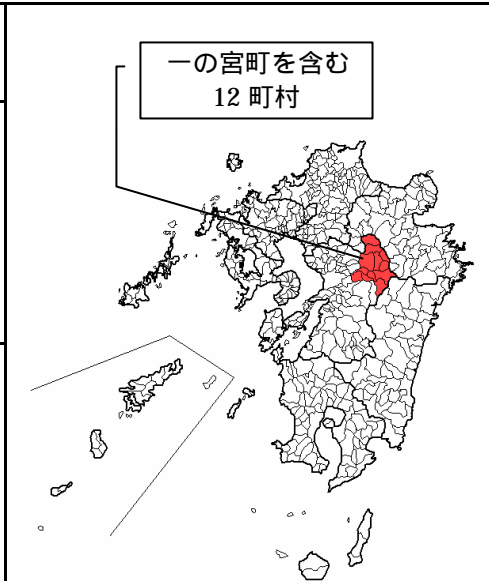
熊本県

申請主体名：

熊本県、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村

区域の範囲：

熊本県阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村の全域



特区の概要：

世界最大級のカルデラを持つ阿蘇の雄大な自然、温泉などの観光素材、産物や食文化などを最大限に活用し、農業と観光の融合を図りながら、豊かさや健康を感じられる観光地づくりを目指すため、市民農園、農家民宿の開設等に関する特例を導入し、阿蘇郡内の12町村が連携して取り組んでいる「スローな阿蘇づくり」(阿蘇を訪れた人たちに素晴らしい自然や景観をゆっくりと探訪、体験してもらう取組み)を促進する。

適用される規制の特例措置：

- ・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認
- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

